

## 6 休止・廃止・再開届出

医薬品販売業の業務を廃止し、30 日以上休止し、又は休止していた業務を再開した場合は **30 日以内**に届出が必要です。

また、業務を廃止するため、許可の更新を行わずに有効期間が満了した場合でも廃止届書を提出してください。

### (1) 廃止届

店舗販売業の業務を廃止した場合には、廃止後 30 日以内に届け出てください。

#### <必要な書類等>

- ① 廃止届書（規則様式第八）（p50）
- ② 許可証（原本）
- ③ 許可証を紛失した場合には、紛失理由書【様式例6】（p60）

#### <留意事項>

店舗販売業者の死亡（個人）又は解散（法人）により店舗を廃止した場合は、その相続人、相続人に代わって相続財産を管理する者、清算人、破産管財人、若しくは合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行ってください。

### (2) 休止届

店舗販売業の業務を 30 日以上休止する場合には、休止後 30 日以内に届け出てください。なお、休止の期間は概ね 3 ヶ月以内とします。

#### <必要な書類等>

- ・ 休止届書（規則様式第八）（p50）

### (3) 再開届

休止していた業務を再開した場合には、再開後 30 日以内に届け出てください。

#### <必要な書類等>

- ・ 再開届書（規則様式第八）（p50）

#### <留意事項>

- ・ 兼営事業として管理医療機器の販売業又は貸与業の届出をしている場合は、本届出によりその業務を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開した場合における届出を行ったものとみなされます（令第49条第1項第2号）。

様式第八 <記載例>

休 止 ①  
 廃 止 届 書  
 再 開

業 務 等 の 種 別	店舗販売業	②
許 可 番 号 及 び 年 月 日	薬 第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日	③
店 舗 の 名 称	〇 〇 薬 店	④
店 舗 の 所 在 地	高槻市 〇〇町〇〇丁目〇番〇号	④
休 止、廃 止 又 は 再 開 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	⑤
備 考	理由：経営者変更による廃止。  TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	⑥

休止  
 上記により、(廃止)の届出をします。  
 再開

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地] 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名] 〇〇 〇〇

⑦

(宛先) 高槻市長

様式第八 <記載例>

(休 止) ①  
 廃 止 届 書  
 再 開

業 務 等 の 種 別	店舗販売業	②
許 可 番 号 及 び 年 月 日	薬 第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日	③
店 舗 の 名 称	〇 〇 薬 店	④
店 舗 の 所 在 地	高槻市 〇〇町〇〇丁目〇番〇号	④
休 止、廃 止 又 は 再 開 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日までの予定	⑤
備 考	理由：店舗管理者が病気療養中のため。  TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	⑥

(休 止)

上記により、廃止の届出をします。  
再開

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〇〇 〇〇

⑦

(宛先) 高槻市長

<記載上の留意事項（休止、廃止、再開届書）>

- ① 届出等の別
  - ・ 休止、廃止、再開の該当項目を○印で囲んでください。
- ② 業務の種別
  - ・ 店舗販売業と記載してください。
- ③ 許可番号及び年月日
  - ・ 許可番号は、許可証に記載されている番号を記載してください。
  - ・ 許可年月日は、許可証に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。発行年月日と間違えないよう留意してください。
- ④ 店舗の名称・所在地
  - ・ 店舗の名称・所在地を記載してください。
- ⑤ 休止、廃止又は再開の年月日
  - ・ 休止、廃止又は再開の年月日を正確に記載してください。
  - ・ 休止の場合には、「○年○月○日から○年○月○日までの予定」と記載してください。
- ⑥ 備考
  - ・ 休止又は廃止の場合には、理由を簡単に記載してください。
- ⑦ 店舗販売業者の住所及び氏名
  - ・ 法人の場合は、登記されている本店又は主たる事務所の所在地、商号及び代表者の氏名を記載してください。
  - ・ 店舗販売業者が死亡（個人）又は解散（法人）により店舗を廃止した場合には、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として廃止届出を行ってください。